

子 発 1018 第 1 号  
社援発 1018 第 3 号  
老 発 1018 第 1 号  
令和 4 年 10 月 18 日

都道府県知事  
各 市 長 殿  
特 別 区 長

厚生労働省子ども家庭局長  
社会・援護局長  
老 健 局 長  
( 公 印 省 略 )

「社会福祉法人が届け出る「事業の概要等」等の様式について」の  
一部改正について

「社会福祉法人の認可について」（平成 12 年 12 月 1 日付け障第 890 号、社援第 2618 号、老発第 794 号、児発第 908 号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）の別紙 1「社会福祉法人審査基準」の第 5 その他（4）において別に定める様式については、「社会福祉法人が届け出る「事業の概要等」等の様式について」（平成 29 年 3 月 29 日付け雇児発 0329 第 6 号、社援発 0329 第 48 号、老発 0329 第 30 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）の別紙 1 及び別紙 2 により定めているところですが、今般、これを別紙新旧対照表のとおり改正し、令和 5 年 4 月 1 日から適用することといたしました。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 9 第 1 項及び第 3 項の規定に基づき都道府県又は市（特別区を含む。）が法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準として発出するものであることを申し添えます。

【新旧対照表】「社会福祉法人が届け出る「事業の概要等」等の様式について」

別紙

改正後	現行
<p>雇児発 0329 第 6 号 社援発 0329 第 48 号 老 発 0329 第 30 号 平成 29 年 3 月 29 日 <u>(最終改正：令和 4 年 10 月 18 日)</u></p> <p>都道府県知事 各 <u>市 長</u> 殿 <u>特別区長</u></p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p>社会・援護局長 老 健 局 長</p> <p>( 公 印 省 略 )</p> <p>社会福祉法人が届け出る「事業の概要等」等の様式について</p> <p>「社会福祉法人の認可について」の一部改正について（平成 28 年 11 月 11 日付け雇児発 1111 第 1 号・社援発 1111 第 4 号・老発 1111 第 2 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）による改正後の「社会福祉法人の認可について」（平成 12 年 12 月 1 日付け障第 890 号・社援第 2618 号・老発第 794 号・児発第 908 号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知。以下「認可通知」という。）別紙 1 社会福祉法人審査基準の第 5 その他（4）において、別に定める様式を用いて届け出ることとされた「事業の概要等（中略）のうち社</p>	<p>雇児発 0329 第 6 号 社援発 0329 第 48 号 老 発 0329 第 30 号 平成 29 年 3 月 29 日</p> <p>都道府県知事 各 <u>指定都市市長</u> 殿 <u>中核市市長</u></p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p>社会・援護局長 老 健 局 長</p> <p>( 公 印 省 略 )</p> <p>社会福祉法人が届け出る「事業の概要等」等の様式について</p> <p>「社会福祉法人の認可について」の一部改正について（平成 28 年 11 月 11 日付け雇児発 1111 第 1 号・社援発 1111 第 4 号・老発 1111 第 2 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）による改正後の「社会福祉法人の認可について」（平成 12 年 12 月 1 日付け障第 890 号・社援第 2618 号・老発第 794 号・児発第 908 号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知。以下「認可通知」という。）別紙 1 社会福祉法人審査基準の第 5 その他（4）において、別に定める様式を用いて届け出ることとされた「事業の概要等（中略）のうち社</p>

会福祉法施行規則（中略）第2条の41第1号から第13号まで及び第16号に掲げる事項（以下「現況報告書」という。）及び「同条第14号に掲げる事項」（以下「社会福祉充実残額算定シート」という。）について、別紙1及び別紙2のとおり、その様式を定め、平成29年4月1日から適用することとしましたので通知いたします。これらの届出に当たっては、認可通知に記載のとおり、社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号。以下「施行規則」という。）第9条第3号の情報処理システムに記録する方法によることが望ましいこととしているので、ご留意願います。

この他、認可通知において別に定める様式を用いて届け出ることとされた「計算書類、財産目録及び附属明細書（施行規則第10条の2第2号に掲げる部分に限る。）」については、「社会福祉法人会計基準」（平成28年厚生労働省令第79号）及び関係通知で定める様式に従って届け出ることとします。

各都道府県、**市及び特別区**におかれましては、本通知の改正の趣旨・内容等を御了知いただき、適切な指導監督等に当たっていただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定に基づき都道府県又は市（特別区を含む。）が法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準として発出するものであることを申し添えます。

別紙1

現況報告書（**元号**〇〇年4月1日現在）

1～4（略）

5. 前会計年度・当会計年度における会計監査人の状況			
(1-1)前会計年度の会計監査人の氏名（監査法人の場合は監査法人名）	(1-2)前会計年度の会計監査人の監査報酬額（円）	(1-3)前年度決議にかかる定時評議員会への出席の有無	(2-1)当会計年度の会計監査人の氏名（監査法人の場合は監査法人名）
			(2-2)当会計年度の会計監査人の監査報酬額（円）

6～15（略）

会福祉法施行規則（中略）第2条の41第1号から第13号まで及び第16号に掲げる事項（以下「現況報告書」という。）及び「同条第14号に掲げる事項」（以下「社会福祉充実残額算定シート」という。）について、別紙1及び別紙2のとおり、その様式を定め、平成29年4月1日から適用することとしましたので通知いたします。これらの届出に当たっては、認可通知に記載のとおり、社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号。以下「施行規則」という。）第9条第3号の情報処理システムに記録する方法によることが望ましいこととしているので、ご留意願います。

この他、認可通知において別に定める様式を用いて届け出ることとされた「計算書類、財産目録及び附属明細書（施行規則第10条の2第2号に掲げる部分に限る。）」については、「社会福祉法人会計基準」（平成28年厚生労働省令第79号）及び関係通知で定める様式に従って届け出ることとします。

各都道府県、**指定都市及び中核市**におかれましては、本通知の改正の趣旨・内容等を御了知いただき、適切な指導監督等に当たっていただく**とともに、都道府県におかれましては、貴管内の市（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）に対して周知**いただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定に基づき都道府県又は市（特別区を含む。）が法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準として発出するものであることを申し添えます。

別紙1

現況報告書（**平成**〇〇年4月1日現在）

1～4（略）

5. 前会計年度・当会計年度における会計監査人の状況			
(1-1)前会計年度の会計監査人の氏名（監査法人の場合は監査法人名）	(1-2)前会計年度の会計監査人の監査報酬額（円）	(1-3)前年度決議にかかる定時評議員会への出席の有無	(2-1)当会計年度の会計監査人の氏名（監査法人の場合は監査法人名）
			(2-2)当会計年度の会計監査人の監査報酬額（円）

6～15（略）


### 記載要領

現況報告書の記載に当たっては、本記載要領に従うこと。また、特別の記載がない場合を除き、各会計年度の4月1日現在における法人情報等を記載すること。

#### 【共通事項】

○ (略)

○ 社会福祉法施行規則(昭和26年厚生省令第28号。以下「施行規則」という。)第9条第3号の情報処理システムに記録する方法により届出を行う場合、以下に掲げる点に留意すること。

以下 (略)

#### 【個別事項】

1 (略)

### 2. 当該会計年度の初日における評議員の状況

(1) ~ (3-2) (略)

#### (3-3) 評議員の任期

○ 各評議員の任期(就任年月日~(元号)〇〇会計年度に関する定時評議員会の終結時の年月)を記載すること。なお、「定時評議員会の終結時」といった記載は省略してよいほか、重任している場合は、直近の任期を記載すること。なお、終期の月の記載については、定款に記載された定時評議員会の開催予定月によることとなるが、月単位で記載していない等の理由により開催予定月が不明な場合は、下記の例のように記載すること。

### (新設)

### 記載要領

現況報告書の記載に当たっては、本記載要領に従うこと。また、特別の記載がない場合を除き、各会計年度の4月1日現在における法人情報等を記載すること。

#### 【共通事項】

○ (略)

○ 施行規則第9条第3号の情報処理システムに記録する方法により届出を行う場合、以下に掲げる点に留意すること。

以下 (略)

#### 【個別事項】

1 (略)

### 2. 当該会計年度の初日における評議員の状況

(1) ~ (3-2) (略)

#### (3-3) 評議員の任期

○ 各評議員の任期(就任年月日~平成〇〇会計年度に関する定時評議員会の終結時の年月)を記載すること。なお、「定時評議員会の終結時」といった記載は省略してよいほか、重任している場合は、直近の任期を記載すること。なお、終期の月の記載については、定款に記載された定時評議員会の開催予定月によることとなるが、月単位で記載していない等の理由により開催予定月が不明な場合は、下記の例のように記載すること。

(例)「R3. 6. ○～R7. 6」

(3-4)～(3-7) (略)

**3. 当該会計年度の初日における理事の状況**

(1)～(3-1) (略)

**(3-2) 理事の役職**

○ 各理事の役職を「理事長」・「業務執行理事」・「その他理事」のうちから選択すること。(※)

(※) 社会福祉法 （昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。） の名称とは異なる通称名や略称を用いている場合も、法律上の名称に基づき選択すること。「理事長」とは、法第 45 条の 13 第 3 項で規定する者をいい、「業務執行理事」とは、法第 45 条の 16 第 2 項第 2 号で規定する者をいう。

(3-3)～(3-7) (略)

**(3-8) 理事の任期**

○ 各理事の任期（就任年月日～（元号）〇〇会計年度に関する定時評議員会の終結時の年月）を記載すること。なお、「定時評議員会の終結時」といった記載は省略してよいほか、重任している場合は、直近の任期を記載すること。

(3-9)～(3-13) (略)

**4. 当該会計年度の初日における監事の状況**

(1)～(3-3) (略)

**(3-4) 監事の任期**

○ 各監事の任期（就任年月日～（元号）〇〇会計年度に関する定時評議員会の終結時の年月）を記載すること。なお、「定時評議員会の終結時」といった記載は省略してよ

(例)「H29. 4. 1～H33. 6」

(3-4)～(3-7) (略)

**3. 当該会計年度の初日における理事の状況**

(1)～(3-1) (略)

**(3-2) 理事の役職**

○ 各理事の役職を「理事長」・「業務執行理事」・「その他理事」のうちから選択すること。(※)

(※) 社会福祉法の名称とは異なる通称名や略称を用いている場合も、法律上の名称に基づき選択すること。「理事長」とは、法第 45 条の 13 第 3 項で規定する者をいい、「業務執行理事」とは、法第 45 条の 16 第 2 項第 2 号で規定する者をいう。

(3-3)～(3-7) (略)

**(3-8) 理事の任期**

○ 各理事の任期（就任年月日～平成〇〇会計年度に関する定時評議員会の終結時の年月）を記載すること。なお、「定時評議員会の終結時」といった記載は省略してよいほか、重任している場合は、直近の任期を記載すること。

(3-9)～(3-13) (略)

**4. 当該会計年度の初日における監事の状況**

(1)～(3-3) (略)

**(3-4) 監事の任期**

○ 各監事の任期（就任年月日～平成〇〇会計年度に関する定時評議員会の終結時の年月）を記載すること。なお、「定時評議員会の終結時」といった記載は省略してよいほ

いほか、重任している場合は、直近の任期を記載すること。

(3-5) ~ (3-7) (略)

**5. 前会計年度・当該会計年度における会計監査人の状況**

(1-1) ~ (1-3) (略)

(2-1) 当該会計年度の会計監査人の氏名（監査法人の場合は監査法人名）

- 本項目については、本現況報告書を所轄庁に届け出る時点で、既に会計監査人を決定している場合について記入すること。

(2-2) 当該会計年度の会計監査人の監査報酬額

- 本項目については、本現況報告書を所轄庁に届け出る時点で、既に会計監査人の報酬額を決定している場合について記入すること。

6 ~ 11-2 (略)

**1 2. 社会福祉充実残額及び社会福祉充実計画の策定の状況**

(1) ~ (3) (略)

(4) 社会福祉充実計画の実施期間

- 社会福祉充実計画の実施期間を記載すること。複数の事業を行う場合には、最初に開始する事業の開始年月日及び最後に終了する事業の終了予定年月日を記載すること。なお、社会福祉充実計画について所轄庁の承認を受けていない場合にあっては、当該承認申請中又は承認申請予定の実施期間を記載すること。

(例) 「令和4年8月1日~令和9年3月31日」

13 ~ 14 (略)

か、重任している場合は、直近の任期を記載すること。

(3-5) ~ (3-7) (略)

**5. 前会計年度・当会計年度における会計監査人の状況**

(1-1) ~ (1-3) (略)

(2-1) 当会計年度の会計監査人の氏名（監査法人の場合は監査法人名）

- 本項目については、本現況報告書を所轄庁に届け出る時点で、既に会計監査人を決定している場合について記入すること。

(2-2) 当会計年度の会計監査人の監査報酬額

- 本項目については、本現況報告書を所轄庁に届け出る時点で、既に会計監査人の報酬額を決定している場合について記入すること。

6 ~ 11-2 (略)

**1 2. 社会福祉充実残額及び社会福祉充実計画の策定の状況**

(1) ~ (3) (略)

(4) 社会福祉充実計画の実施期間

- 社会福祉充実計画の実施期間を記載すること。複数の事業を行う場合には、最初に開始する事業の開始年月日及び最後に終了する事業の終了予定年月日を記載すること。なお、社会福祉充実計画について所轄庁の承認を受けていない場合にあっては、当該承認申請中又は承認申請予定の実施期間を記載すること。

(例) 「平成29年8月1日~平成34年3月31日」

13 ~ 14 (略)

15. その他

(略)

16. 社員として所属する社会福祉連携推進法人の名称

○ 貴法人が社会福祉連携推進法人の社員である場合には、法第 133 条の規定に基づき、所属する社会福祉連携推進法人の社員である旨の明示として、当該欄にその社会福祉連携推進法人の名称を記載すること。

(例) 社会福祉連携推進法人△△

その他留意事項

○ 現況報告書中、施行規則第 10 条第 3 項に掲げる「(法人の運営に係る重要な部分に限り)」は以下の項目とする。

1～4 (略)

5. 前会計年度・当該会計年度における会計監査人の状況：(1-2) 及び (2-2) を除く項目

6～15 (略)

16. 社員として所属する社会福祉連携推進法人の名称：全項目

別紙 2

社会福祉充実残額算定シート

(略)

15. 退職手当制度の加入状況等

(略)

(新設)

その他留意事項

○ 現況報告書中、施行規則第 10 条第 3 項に掲げる「(法人の運営に係る重要な部分に限り)」は以下の項目とする。

1～4 (略)

5. 前会計年度・当会計年度における会計監査人の状況：(1-2) 及び (2-2) を除く項目

6～15 (略)

(新設)

別紙 2

社会福祉充実残額算定シート

(略)

(別添)  
社会福祉充実残額算定シート別添 (財産目録)  
(元号)〇〇年3月31日現在

(単位:円)

貸借対照表科目	場所・物量等	取得年度	使用目的等	取得価額	減価償却累計額	貸借対照表価額	控除対象	控除対象額	社会福祉充実計画 適用財産額
<b>1 資産の部</b>									
<b>1 流動資産</b>									
現金預金									
有価証券									
事業未収金									
未収金									
未収補助金									
未収収益									
受取手形									
貯蓄品									
医薬品									
診療・療養費等材料									
給食用材料									
商品・製品									
仕掛品									
原材料									
立替金									
前払金									
前払費用									
1年以内回収予定長期貸付金									
長期貸付金									
収払金									
その他の流動資産									
徴収不能引当金									
流動資産合計				0	0	0			
<b>2 固定資産</b>									
<b>(1) 基本財産</b>									
土地									
建物									
定期預金									
投資有価証券									
建物減価償却累計額									
基本財産合計				0	0	0			
<b>(2) その他の固定資産</b>									
土地									
建物									
構築物									
機械及び装置									
車両運搬具									
器具及び備品									
建設仮勘定									
有形リース資産									
権利									
ソフトウェア									
無形リース資産									
(四) 減価償却累計額									
投資有価証券									
社会福祉充実残額算定業務長期貸付金									
長期貸付金									
退職給付引当資産									
長期預り金積立資産									
(四) 積立資産									
差入保証金									
長期前払費用									
その他の固定資産									
徴収不能引当金									
その他の固定資産合計				0	0	0			
固定資産合計				0	0	0			
資産合計				0	0	0			
							控除対象額計	0	計画用財産額計
								0	0

(別添)  
社会福祉充実残額算定シート別添 (財産目録)  
平成〇〇年3月31日現在

(単位:円)

貸借対照表科目	場所・物量等	取得年度	使用目的等	取得価額	減価償却累計額	貸借対照表価額	控除対象	控除対象額	社会福祉充実計画 適用財産額
<b>1 資産の部</b>									
<b>1 流動資産</b>									
現金預金									
有価証券									
事業未収金									
未収金									
未収補助金									
未収収益									
受取手形									
貯蓄品									
医薬品									
診療・療養費等材料									
給食用材料									
商品・製品									
仕掛品									
原材料									
立替金									
前払金									
前払費用									
1年以内回収予定長期貸付金									
長期貸付金									
収払金									
その他の流動資産									
徴収不能引当金									
流動資産合計				0	0	0			
<b>2 固定資産</b>									
<b>(1) 基本財産</b>									
土地									
建物									
定期預金									
投資有価証券									
建物減価償却累計額									
基本財産合計				0	0	0			
<b>(2) その他の固定資産</b>									
土地									
建物									
構築物									
機械及び装置									
車両運搬具									
器具及び備品									
建設仮勘定									
有形リース資産									
権利									
ソフトウェア									
無形リース資産									
(四) 減価償却累計額									
投資有価証券									
社会福祉充実残額算定業務長期貸付金									
長期貸付金									
退職給付引当資産									
長期預り金積立資産									
(四) 積立資産									
差入保証金									
長期前払費用									
その他の固定資産									
徴収不能引当金									
その他の固定資産合計				0	0	0			
固定資産合計				0	0	0			
資産合計				0	0	0			
							控除対象額計	0	計画用財産額計
								0	0

Ⅱ 負債の部					
1 流動負債					
短期運営資金借入金					
事業未払金					
その他の未払金					
支払手形					
社会福祉連携推進業務短期運営資金借入金					
役員等短期借入金					
1年以内返済予定社会福祉連携推進業務設備借入金					
設備借入金					
1年以内返済予定設備借入金					
1年以内返済予定社会福祉連携推進業務長期運営資金借入金					
長期運営資金借入金					
1年以内返済予定長期運営資金借入金					
1年以内返済予定リース債務					
1年以内返済予定役員等長期借入金					
未払費用					
預り金					
職員預り金					
前受金					
前受収益					
仮受金					
買手引当金					
その他の流動負債					
流動負債合計			0	0	0
2 固定負債					
社会福祉連携推進業務設備借入金					
設備借入金					
社会福祉連携推進業務長期運営資金借入金					
長期運営資金借入金					
リース債務					
役員等長期借入金					
退職給付引当金					
役員退職慰労引当金					
長期未払金					
長期預り金					
その他の固定負債					
固定負債合計			0	0	0
負債合計			0	0	0
差引純資産			0	0	0

(入力上の留意事項)

※ 財産目録については、科目を分けた場合は、小計欄を設けることとしていますが、エクセル版の社会福祉充実実績算定シート別添（財産目録）については、小計欄は不要とします

記載要領（略）

Ⅱ 負債の部					
1 流動負債					
短期運営資金借入金					
事業未払金					
その他の未払金					
支払手形					
役員等短期借入金					
1年以内返済予定設備借入金					
1年以内返済予定リース債務					
1年以内返済予定役員等長期借入金					
1年以内支払予定長期未払金					
未払費用					
預り金					
職員預り金					
前受金					
前受収益					
仮受金					
買手引当金					
その他の流動負債					
流動負債合計			0	0	0
2 固定負債					
設備借入金					
長期運営資金借入金					
リース債務					
役員等長期借入金					
退職給付引当金					
役員退職慰労引当金					
長期未払金					
長期預り金					
その他の固定負債					
固定負債合計			0	0	0
負債合計			0	0	0
差引純資産			0	0	0

(入力上の留意事項)

※ 財産目録については、科目を分けた場合は、小計欄を設けることとしていますが、エクセル版の社会福祉充実実績算定シート別添（財産目録）については、小計欄は不要とします

記載要領（略）